

ぐんぎんアプリ利用規定 新旧対照表

改定前（2022年4月11日制定）	改定後（2023年3月27日改定）
第4条 本アプリによるサービス	第4条 本アプリによるサービス
(1)～(3) 省略	
(4) 振替	(4) 振替
<p>① 利用者の依頼にもとづき、ID登録口座である普通預金および貯蓄預金口座間で、利用者が指定した金額を振替えることができるサービスです。</p> <p>② 振替資金の払出口座（以下、「振替元口座」といいます。）または振替資金の入金口座（以下、「振替先口座」といいます。）として指定できる口座は、当行所定の条件を満たす口座に限られます。</p> <p>③ 振替元口座からの振替資金の引落しにあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うこととします。</p> <p>④ 以下の各号に該当する場合、振替の取扱いはしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引金額が、振替元口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるとき</li> <li>・振替元口座または振替先口座が解約されたとき</li> <li>・振替元口座に対して、支払禁止の申出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったときや、振替先口座に対し利用者より入金禁止の手続きがとられているとき</li> <li>・振替元口座への差押等やむをえない事情があり、当行が振替を不適当と認めたとき</li> <li>・本規定に反して本アプリが利用されたとき</li> </ul>	<p>① 利用者の依頼にもとづき、ID登録口座である普通預金および貯蓄預金口座間で、利用者が指定した金額を振替えることができるサービスです。</p> <p>② 振替資金の払出口座（以下、「振替元口座」といいます。）または振替資金の入金口座（以下、「振替先口座」といいます。）として指定できる口座は、当行所定の条件を満たす口座に限られます。</p> <p>③ 振替元口座からの振替資金の引落しにあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うこととします。</p> <p>④ 以下の各号に該当する場合、振替の取扱いはしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引金額が、振替元口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるとき</li> <li>・振替元口座または振替先口座が解約されたとき</li> <li>・振替元口座に対して、支払禁止の申出（<u>利用者本人または捜査機関等当該申出を行うことにつき正当な権限を有する第三者からの、口座残高の支払を行わないよう求める申出をいう。以下同じ。</u>）があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったときや、振替先口座に対し利用者より入金禁止の手続きがとられているとき</li> <li>・振替元口座への差押等やむをえない事情があり、当行が振替を不適当と認めたとき</li> <li>・本規定に反して本アプリが利用されたとき</li> </ul>
(5)～(10) 省略	
	(11) 税金・料金支払
	<p>① 当行が別途定める「PayBサービス利用にかかる追加規定」に基づき、税金・公共料金等を支払うことができるサービスです。</p> <p>② 税金・料金支払資金の払出口座（以下、「支払元口座」といいます。）として指定できる口座は、当行所定の条件を満たす口座に限られます。</p> <p>③ 支払元口座からの税金・料金支払資金および手数料、延滞金等の引落しにあたっては、当行の各種の規定等にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱うこととします。</p> <p>④ 以下の各号に該当する場合、税金・料金支払の取扱いはしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引金額が、支払元口座より払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる金額を含みます。）を超えるとき</li> <li>・支払元口座が解約されたとき</li> <li>・支払元口座に対して、支払禁止の申出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき</li> <li>・支払元口座への差押等やむをえない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき</li> <li>・本規定に反して本アプリが利用されたとき</li> </ul> <p>⑤ 取引成立後の変更または取消しはできません。</p>
	(12) 引落予定明細照会・通知
	<p>① ID登録口座のうち当行が定める所定の口座について、翌日以降に予定されている引落明細を表示し、引落予定日前日にプッシュ通知にてお知らせするサービスです。</p> <p>② 明細の表示およびお知らせの対象となる取引は、当行所定のものとします。</p> <p>③ 収納企業等からの引落データ受領のタイミングや、ぐんぎんIDのユーザー登録・サービス利用口座追加のタイミング等により、明細の表示およびお知らせができない場合があります。</p> <p>④ 残高不足や引落停止の依頼等、お客さままたは収納企業等の都合により、表示またはお知らせした明細どおりの引落の処理ができない場合があります。</p> <p>⑤ プッシュ通知を受け取るには、本アプリの設定画面やスマートフォン等の設定にて通知許可設定を行う必要があります。</p>

第7条 利用の停止・解除	第7条 利用の停止・解除
1～3 省略  4. 前各号における措置により利用者に生じた損害について、 当行は一切その責任を負わないものとします。	4. 前各項における措置により利用者に生じた損害について、 当行は一切その責任を負わないものとします。